

令和２年糸島市議会１１月臨時会議案について

☆ 案件といたしましては、議案第８３号「糸島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」のほか、報告２件を提出。

※提出議案 １件

◇ 条例議案〔１件〕【一部改正条例１件】

糸島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

※報告 ２件

◇ 議会の委任による専決処分について（自主運行バスの運行中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

◇ 議会の委任による専決処分について（市が管理する公園樹木の倒壊によるフェンス破損事故の損害賠償及び和解）

☆ 議案の内容といたしましては、

●条例議案（１件）【一部改正（１件）】

【総務課】

議案第８３号 糸島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

※ 人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、条例を改正するもの。

●報告（２件）

【地域振興課】

報告第１４号 議会の委任による専決処分について（自主運行バスの運行中に生じた車両事故の損害賠償及び和解）

※ 自主運行バスの運行中に生じた車両事故の損害賠償及び和解について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をしたので、議会に報告するもの。

〔事件の概要〕

糸島市立一貴山コミュニティセンター駐車場で、自主運行バスが駐車位置を修正するために前進した際、車庫の前方左側に駐車中の相手方の車両の左前部に接触し、相手方の車両の左前部が破損した事故

過失割合 市 １００％ 相手方 ０％ 損害賠償額 ２３１，２５０円

【施設管理課】

報告第 15 号 議会の委任による専決処分について（市が管理する公園樹木の倒壊による
フェンス破損事故の損害賠償及び和解）

※ 市が管理する公園樹木の倒壊によるフェンス破損事故の損害賠償及び和解について、
地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、議会に報告するもの。

[事件の概要]

市が管理する笹山公園内の伐採予定の樹木が、台風 10 号の強風により根元から倒れ、
隣接する相手方所有のフェンスが破損した事故

過失割合 市 100% 相手方 0% 損害賠償額 101,200 円